婦人科特定疾患治療管理料について

当院では、厚生労働省の規定に基づき、対象となる患者様に

「**婦人科特定疾患治療管理料**」を算定しております。

1.対象となる方

　子宮筋腫や子宮内膜症と診断された器質性月経困難症の方で、ホルモン療法などの継続的な治療・管理を行っている患者様。

2.診療内容

　患者様に合わせた治療計画書を作成し、お薬の効果などを確認・管理いたします。

また、患者様の状態に応じて、28 日以上の長期の投薬に対応しております。

医療法人HIROHISA会　産科　婦人科

めぐみクリニック